入　札　説　明　書

件名「姶良市役所本庁舎ほか33施設で使用する電力の供給」

令和４年６月

姶良市役所総務部財政課財産管理係

入札説明書

令和４年６月21日付けで公告した姶良市役所本庁舎ほか33施設で使用する電力の供給に係る一般競争入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に定めるところによる。

記

１　入札に付する事項

(１)　件名及び数量

姶良市役所本庁舎ほか33施設で使用する電力の供給

年間予定使用電力量　5,727,000キロワットアワー

(２)　供給内容

電力供給仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）

(３)　供給期間

令和４年10月１日０時から令和５年９月30日24時まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３の規定に基づく長期継続契約）

(４)　供給場所

仕様書別紙１のとおり。

２　入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、この公告の日から入札の日（以下「入札日」という。）までにおいて、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

(１)　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定により小売電気事業者の登録を受けている者又は同法第３条第１項の規定により一般送配電事業の許可を受けた者であること。

(２)　地方自治法施行令第167条の４の規定に基づく契約規則等による入札参加の資格制限に該当しないこと。

(３)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(４)　会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。

(５)　姶良市外に本社、営業所等を有するものにあっては、国税に滞納がないこと。ただし、姶良市内に本社、営業所等を有するものにあっては、市税及び国税に滞納がないこと。

(６)　公告日において、官公庁が発注した電力供給業務を12か月以上継続して履行した、又は履行する予定（契約済み）の者であること。

(７)　令和４年10月１日から送電することが可能であること。

３　入札及び開札の日時及び場所

1. 入札方法

郵便による入札

(2)　入札書の到着期限

令和４年８月９日（火）必着

(3)　入札書の送付先

〒899－5492　鹿児島県姶良市宮島町25番地

姶良市総務部財政課　財産管理係　宛

(4)　開札日時場所

　　令和４年８月10日（水）　午後１時00分　姶良市役所加治木総合支所　工事監査課

４　入札参加申込書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(１)　交付期間

令和４年６月21日（火）から同年７月15日（金）までとし、総務部財政課での交付は、午前８時30分から午後５時15分まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）とする。

(２)　交付場所

姶良市役所総務部財政課又は姶良市ホームページ

(３)　交付方法

無料で交付する。

５　入札保証金及び契約保証金に関する事項

(１)　入札保証金

免除とする。

(２)　契約保証金

姶良市契約規則第36条の規定によるものとする。

６　最低制限価格の設定の有無

最低制限価格は設定しない。

７　入札参加資格の確認申請及び結果通知

この入札に参加をする者は、次のとおり書類を提出し、２に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(１)　提出書類

ア　一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式第１号）（以下「申請書」という。）

イ　経済産業大臣の許可書の写し（一般送配電事業者の場合）又は届出書の写し（小売電気事業者の場合）

ウ　履歴事項全部証明書（複写可）

ただし、発行から３か月以内のものとする。

エ　印鑑証明書（複写可、拡大複写不可）

ただし、発行から３か月以内のものとする。

オ　納税証明書または滞納がないことの証明書（複写可）

1. 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その３の３）
2. 法人市民税納税証明書または滞納がないことの証明書

カ　業務履行実績調書（様式第２号）及びそれを証する書類

キ　財務諸表（賃借対照表及び損益計算書）

1. 提出期間

令和４年６月21日（火）から同年７月15日（水）までとし、総務部財政課に持参する場合は、午前８時30分から午後５時15分まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）とする。

(３)　提出場所

〒899－5492　鹿児島県姶良市宮島町25番地

姶良市役所総務部財政課財産管理係

(４)　提出方法

持参又は郵送のいずれかによる。ただし、郵送による場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録のいずれかとし、期限までに必着のこと。

(５)　確認結果の通知

申請者には、令和４年７月22日（金）までに確認結果通知書を郵送により通知する。

８　入札説明書等に対する質疑応答

入札説明書等に対して質問がある場合には、質問事項を記載した書面を次の受付場所に持参、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出しなければならない。ただし、ファックス又は電子メールによる場合は、送付した旨を連絡しなければならない。

(１)　受付場所

７の(３)と同じ

なお、メールアドレスは、zaikan@city.aira.lg.jp

ファックスは、0995-65-7112

(２)　受付期限

　　令和４年７月１日（金）午後５時15分まで

(３)　質疑に対する回答

質疑に対する回答は、本市ホームページ（http://www.city.aira.lg.jp）において閲覧できるようにする。

９　入札説明会

実施しない。

10　入札書の記載方法等

(１)　入札書に記載する金額は、仕様書に記載の予定契約電力及び予定使用電力量に対する年間総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もって記載すること。

(２)　参考総価比較額には、燃料調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとする。

(３)　力率は、仕様書に記載のとおりとして、参考総価比較額を算定すること。

(4)　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11　積算内訳書の提出

(１)　入札に際して、参考総価比較額の算定基礎となった積算内訳書を提出すること。

(２)　積算内訳書には、次の単価及び料金等を記載すること。

ア　契約電力１キロワット当たりの単価（基本料金単価）

イ　月毎の使用電力量１キロワットアワー当たりの単価（電力量料金単価）

ウ　アを根拠とし、予定契約電力及び力率調整に基づき算出した料金（基本料金）

エ　イを根拠とし、予定使用電力量に基づき算出した料金（電力量料金）

オ　入札者固有の割引制度がある場合は、固有割引額

カ　月毎の総料金

(３)　積算内訳書の記載にあたっては、月毎の総料金の小数点以下は切り捨てるものとし、基本料金、電力量料金、は１銭未満の端数を切り捨てるものとする。また、割引率又は加算率に小数点以下第５位の数字があるときはこれを切り捨てるものとする。

12　入札の方法

(１)　入札に参加する者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、氏名（法人の場合はその名称または商号）及び入札件名（姶良市役所本庁舎ほか33施設で使用する電力の供給）を記載した封筒に入れ、入札執行者に提出しなければならない。

(2)　入札金額の記入は、算用数字を使用しなければならない。

(3)　入札に際しては、(1)の封筒に11に規定する積算内訳書を同封して提出しなければならない。なお、当該積算内訳書にも入札者の記名押印をしなければならない。

(4)　入札者は、提出した入札書の書き換え、引替え、又は撤回することができない。

(5)　入札書の開札に際して、新型コロナウイルス感染症対策のため、姶良市郵便入札実施要綱第11条第１項から第５項の規定は適用せず、同条第６項により当該入札事務に関係のない職員が１人以上立ち会うものとする。

(5)　再入札は行わず、落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、前項に規定する職員がくじを引いて落札者を決定するものとする。

(6)　入札者が、相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

13　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

1. 入札に参加する資格のない者のした入札
2. ２以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)
3. 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
4. 入札金額以外の記載事項が押印を付さずに加除訂正されている入札書による入札
5. 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
6. 押印のない入札書による入札
7. 入札金額と11に規定する積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札
8. その他入札条件に違反したと認められる者のした入札

14　落札者の決定方法

1. 姶良市契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
2. 開札により落札者が決定したときは、落札者宛てに姶良市郵便入札落札者通知書（様式第８号）を２部郵送する。
3. 落札者は入札落札者通知書の下段に記載してある入札落札者通知書受理書を記入・押印のうえ、その１部を（〒899－5492　鹿児島県姶良市宮島町25番地　姶良市総務部財政課　財産管理係　宛）まで郵送すること。

15　契約書の提出

落札者は、落札決定の日から７日（閉庁日を含む。）以内に契約書の案に記名押印し、提出しなければならない。

16　支払い条件

(１)　落札者は、毎月末日の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を本市に通知するものとする。

(２)　本市の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを本市に請求するものとする。

(３)　本市は、(２)の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払うものとする。

(４)　請求書は、仕様書別紙１に記載の需要場所ごとに作成するものとする。

17　その他

(１)　当該入札又は契約に関して要した費用については、すべて入札参加者及び契約の相手方の負担とする。

(２)　当該入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約であるため、姶良市は、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入、歳出予算の当該金額の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除できるものとする。

電　力　供　給　仕　様　書

１　概要

(１)　件名　姶良市役所本庁舎ほか33施設で使用する電力の供給

(２)　需要場所　財政課指定施設（別紙１のとおり）

２　仕様

(１)　電力供給条件

ア　供給電気方式　交流３相３線方式

イ　標準電圧　6,000ボルト

ウ　計量電圧　6,000ボルト

エ　標準周波数　60ヘルツ

オ　受電方式　１回線受電

カ　非常用自家発電設備　別紙１のとおり

キ　蓄熱式負荷設備　別紙１のとおり

(２)　予定契約電力及び予定使用電力量等

ア　予定契約電力　別紙３のとおり

（各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力）

イ　予定使用電力量

（月別の予定使用電力量は別紙３のとおり）

ウ　力率　100％（平均）

（月別の力率は、実測値によるものとする）

(３)　供給期間

令和４年10月１日０時から令和５年９月30日24時まで

(４)　需給地点

需要場所の構内引込口に本市が敷設する受電用負荷開閉器の電源側接続点

(５)　保安責任分界点

需給地点に同じ

(６)　財産分解点

需給地点に同じ

３　その他

(１)　使用電力量及び最大需要電力の実績は、別紙２のとおり。

(２)　力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件並びに選択条件による。なお、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(3)　契約終了後及び契約期間中に市の要請があれば、都度供給実績報告を行うこと。

〔別紙１〕需給場所

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 施設名 | 所在地  （需要場所） | 蓄熱  設備 | 非常用自家発電設備 | 太陽光発電設備 |
| １ | 姶良市役所 | 宮島町25 |  | ○ |  |
| ２ | 加治木総合支所 | 加治木町本町253 |  |  |  |
| ３ | 蒲生総合支所 | 蒲生町上久徳2399 |  | ○ |  |
| ４ | くすの湯 | 蒲生町白男1504 |  |  |  |
| ５ | 歴史民俗資料館 | 東餅田498 |  |  |  |
| ６ | スターランドAIRA | 北山997-16 |  |  |  |
| ７ | 姶良公民館 | 西餅田589 |  | ○ |  |
| ８ | 蒲生公民館 | 蒲生町白男347 |  | ○ |  |
| ９ | 中央図書館 | 西餅田489-3 |  |  |  |
| 10 | 姶良小学校 | 西餅田2726 |  |  |  |
| 11 | 建昌小学校 | 東餅田2405 |  |  |  |
| 12 | 重富小学校 | 平松5636 |  |  |  |
| 13 | 西姶良小学校 | 西姶良１丁目37-1 |  |  |  |
| 14 | 帖佐小学校 | 鍋倉465 |  |  |  |
| 15 | 柁城小学校 | 加治木町仮屋町248 |  |  |  |
| 16 | 加治木小学校 | 加治木町木田2955 |  |  |  |
| 17 | 錦江小学校 | 加治木町錦江町74 |  |  |  |
| 18 | 蒲生小学校 | 蒲生町上久徳2252 |  |  |  |
| 19 | 松原なぎさ小学校 | 松原町１丁目23-1 |  | ○ |  |
| 20 | 重富中学校 | 平松7092 |  |  | ○ |
| 21 | 帖佐中学校 | 西餅田1586 |  |  | ○ |
| 22 | 加治木中学校 | 加治木町反土2162 |  |  | ○ |
| 23 | 蒲生中学校 | 蒲生町北10 |  |  | ○ |
| 24 | 消防本部 | 加治木町木田2040-1 |  | ○ |  |
| 25 | 竜門小学校 | 加治木町小山田1363 |  |  |  |
| 26 | 三船小学校 | 増田399 |  |  |  |
| 27 | 山田小学校 | 下名1018 |  |  |  |
| 28 | 山田中学校 | 下名977 |  |  | 〇 |
| 29 | 姶良市役所仮設庁舎 | 西餅田494 |  |  |  |
| 30 | 小学校給食室別棟 | 増田468-6 |  |  |  |
| 31 | 加治木給食センター | 加治木町木田4388 |  |  |  |
| 32 | 蒲生給食センター | 蒲生町北10 |  |  |  |
| 33 | 龍門滝温泉 | 加治木町木田5271-1 |  |  |  |
| 34 | あいら斎場　悠久の杜 | 鍋倉378 |  |  |  |

姶良市役所本庁舎ほか33施設で使用する電力の需給契約書（案）

姶良市長　湯元　敏浩（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）との間に、姶良市役所本庁舎ほか33施設（以下「姶良市役所本庁舎等」という。）で使用する電力の需給について、次の条項により契約を締結する。

件名　姶良市役所本庁舎ほか33施設で使用する電力の供給

（契約の目的）

第１条　乙は、別紙「電力供給仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき姶良市役所本庁舎等で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第２条　契約金額は次のとおりとし、いずれの額も消費税及び地方消費税を含むものとする。

　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　業務用

|  |  |
| --- | --- |
| 基本料金単価（円/kW） | 一金○○○円○○銭 |
| 夏季電力量料金単価（円/kWh） | 一金○○円○○銭 |
| その他季電力量料金単価（円/kWh） | 一金○○円○○銭 |

　その他　業務用

|  |  |
| --- | --- |
| 基本料金単価（円/kW） | 一金○○○円○○銭 |
| 夏季電力量料金単価（円/kWh） | 一金○○円○○銭 |
| その他季電力量料金単価（円/kWh） | 一金○○円○○銭 |

産業用

|  |  |
| --- | --- |
| 基本料金単価（円/kW） | 一金○○○円○○銭 |
| 夏季電力量料金単価（円/kWh） | 一金○○円○○銭 |
| その他季電力量料金単価（円/kWh） | 一金○○円○○銭 |

２　前項において、「夏季」とは７月１日から９月30日までの期間で、「その他季」は夏季以外の期間である。

３　１項において、各施設の積算単価により安価な単価を採用する。

（消費税法の改正に基づく改定）

第３条　消費税法（昭和63年法律第108号）の改正による消費税率の変更があった場合における契約金額は、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出するものとする。

（需要場所）

第４条　乙が電力を供給する場所は、財政課指定施設（仕様書別紙１「需給場所」）のとおりとする。

（契約期間）

第５条　契約期間は、令和４年10月１日０時から令和５年９月30日24時までとする。

（契約保証金）

第６条　姶良市契約規則（平成22年規則第45号）第36条第３号の規定により、契約保証金は免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第７条　乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又は移転してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（使用電力量の増減）

第８条　甲の使用電力量は、仕様書別紙３「予定契約電力・予定使用電力量一覧」に掲げる予定使用量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第９条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（使用電力量の計量）

第10条　乙は、毎月末日の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を甲に通知しなければならない。

（電気料金の算定方法）

第11条　電気料金は、契約電力及び使用電力量等により各月毎に算定するものとする。

２　電気料金は、次の各号に掲げる料金を合算し、小数点以下第1位を切捨てた額とする。

(１)　基本料金は、契約電力、第２条に定める基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出し、1銭未満を切捨てた額とする。

基本料金＝契約電力×基本料金単価×（1.85－力率/100）

(２)　電力量料金は、使用電力量及び第２条に定める電力量料金単価を用いて以下の算式により算出し、1銭未満を切捨てた額とする。

電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

(３)　燃料費調整額は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。

燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

(４)　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要電気供給条件による。

３　電気料金の算定に係る端数調整は、次の各号のとおりとする。

(１)　契約電力の単位は１キロワット（kW）とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

(２)　使用電力量の単位は１キロワットアワー（kWh）とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

(３)　力率の単位は１％とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

（料金の請求及び支払い）

第12条　乙は、第10条に定める計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払いを請求することができる。

２　甲は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなければならない。

３　甲の責めに帰すべき理由により、前項の規定による支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（契約単価の変更）

第13条　契約後において乙の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

（甲の解除権）

第14条　甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(１)　天災その他不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと認められるとき。

(２)　前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(３)　乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、予定契約電力及び予定使用電力量に契約単価を乗じて計算した総額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間までに支払わなければならない。

（予算の減額又は削除に伴う解除権）

第15条　この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３の規定による長期継続契約とし、甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度において、この契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

２　前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（秘密の保全）

第16条　乙は、この契約によって知りえた内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第17条　この契約書に定めのない事項については、姶良市の関係条例及び規則等によるほか、甲乙協議の上決定する。

上記契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和４年○○月○○日

甲　姶良市宮島町25番地

姶良市長　湯元　敏浩　　　印

乙　○○○○○○○

株式会社○○○

代表取締役　○○　○○　　印

（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書

姶良市長　湯元　敏浩　殿

住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

令和４年６月21日付けで入札公告のあった姶良市役所本庁舎ほか33施設で使用する電力の供給に係る入札参加資格について、次の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

１　件名

　　姶良市役所本庁舎ほか33施設で使用する電力の供給

２　添付書類

（１）　経済産業大臣の許可書の写し（一般送配電事業者の場合）又は届出書の写し（小売電気事業者の場合）

（２）　履歴事項全部証明書（複写可）※発行から３か月以内のもの

（３）　印鑑証明書（複写可、拡大複写不可）※発行から３か月以内のもの

（４）　国税の納税証明書（その３の３）（複写可）

（５）　法人市民税納税証明書または滞納がないことの証明書（複写可）

（６）　業務履行実績調書（様式第２号）及びそれを証する書類

（７）　財務諸表（賃借対照表及び損益計算書）

３　連絡先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所又は所在地 |  | | |
| 担当者部署 |  | | |
| 氏名 |  | | |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

（様式第２号）

業務履行実績調書

姶良市長　湯元　敏浩　殿

住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業 務 名 称 等 | 業務名 |  |  |
| 発注機関名 |  |  |
| 契約金額 |  |  |
| 履行期間 | 自　令和　　年　　月　　日  至　令和　　年　　月　　日 | 自　令和　　年　　月　　日  至　令和　　年　　月　　日 |
| 業 務 概 要 | |  |  |

※　公告において明示した業務実績例（代表的なものを２件以内）に基づいて記載すること。

（様式第３号）

仕様書等に関する質問書

姶良市長　湯元　敏浩　殿

会社名

担当者名

TEL

質問年月日　令和　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
|  | 質問事項 |
| １ |  |
| ２ |  |
| ３ |  |

※　あらかじめ電話連絡の上、FAX送信をお願いします。

TEL　0995-66-3111（内線）　担当者　山口まで

FAX　0995-65-7112